

認定特定非営利活動法人自然再生センター

総 会 規 程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センターの総会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(総会の種別と構成)

第2条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(権能)

第3条 総会は、定款第22条に定める(1)定款の変更、(2)解散、(3)合併、(6)役員の選任ほか、理事会が必要と認める重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第4条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の6分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 定款第14条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき

(総会の招集)

第5条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第6条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の定数)

第7条 総会は、正会員の3分の1の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第8条 総会の議決事項は、第5条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第9条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、定款第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第10条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印をしたうえ、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

(事務局)

第 1 1 条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は令和 3 年 1 0 月 2 2 日から施行する。